事務連絡

平成27年4月８日

各障害児施設　ご担当者　様

奈良県健康福祉部障害福祉課療育係

平成27年度報酬改定にかかる加算の届出について

平素より、本県障害福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定について、加算等の内容が変更・追加された旨、厚生労働省より通知がありました。

この改定に関連する加算のうち、事前に届出が必要な加算について4月分から算定される場合は、下記のとおり届出書等の提出が必要ですので、必ず提出期限までにご提出くださいますようお願いします。

記

（１）提出書類

・　加算に係る届出書（必須）

・　障害児通所・入所給付費　体制等状況一覧（必須）

・　各加算に関する届出書（該当する加算に関する届出書のみ）

・　各加算に関する根拠資料（資格証、実務経験証明証、勤務状況一覧表、組織体制図　等）

（２）提出期限

**平成27年4月17日（金）必着**

　　　※大変短い期間となりますが、期限厳守での提出をお願いします。

（３）提出先

　　　〒630-8501　奈良市登大路町30　　　奈良県健康福祉部障害福祉課療育係

（４）留意事項

　　・　開所時間減算については、これまでの「4時間未満」の区分に加え、あらたに「4時間以上6時間未満」の区分が追加されました。これに伴い、これまで減算対象ではなかった事業所についても、あらたに減算になる可能性があります。

　　・　福祉・介護職員処遇改善（特別）加算については、下記ホームページに別途通知が掲載されていますので必ずご確認ください。

<http://www.pref.nara.jp/item/138138.htm#moduleid36924>

・　報酬改定の内容及び報酬改定に関するQ&Aについては、国資料を添付しておりますので、内容を十分確認のうえ、必要書類をご提出ください。（国資料については、障害福祉サービスに係る内容も含まれています。）

奈良県健康福祉部障害福祉課

担当：療育係　井上

TEL：0742-27-8517